

令和6・7年度美作市入札参加資格審査申請書提出要領

美作市が令和6・7年度（令和6年7月1日から令和8年6月30日※¹）に発注する入札及び見積りについて指名を希望する方は、この要領に従い申請書を提出してください。

※¹ 「**建設工事**」部門及び「**測量、建設コンサルタント業務等**」部門で令和6・7年度美作市入札参加資格審査申請を提出し、有資格者名簿に登録をされた方は、令和6年度中（令和7年2月～3月）に**継続申請**の手続きが必要です。継続申請の手続きがなかった場合、入札参加資格は失効します。

◎電子入札システムについて

美作市では、建設工事、測量・建設コンサルタント業務において電子入札を導入しています。システムの利用には、ICカードやパソコン等の事前準備が必要です。詳しくは下記ポータルサイトにアクセスし、参照してください。

◆岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト

URL:<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

1 欠格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査申請書を提出できません。

・共通

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税及び美作市税）を完納していない者
- (3) 営業に関し法律上必要な免許、許可、登録等を受けていない者
- (4) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている者
- (5) 代表者又は役員等が暴力団員である場合

・建設工事部門

- (1) 申請する業種について建設業許可を受けていない者
- (2) 経営事項審査を受けていない者
- (3) 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度のいずれかに加入していない者
- (4) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入していない者
※加入義務のない者は除く
- (5) 労働者災害補償保険に加入していない者

2 申請方法

・建設工事、測量、建設コンサルタント業務等の申請は、ホームページからリンクしている、申請支援サービスにログインし必要事項を入力の上、申請書など関係書類を印刷してください。※このシステムは申請の電子化ではないため、申請は紙での提出が必要となります。

- ・申請書の提出は簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送してください（市内業者のみ持参可とします）。
- ・封筒の表面に、「入札参加資格審査申請書 在中」と朱書きしてください。
- ・複数の部門（「建設工事」、「測量、建設コンサルタント業務等」、「物品及び役務」）に同時に申請する場合は、共通する書類は1通でかまいません。
- ・証明関係書類は、申請月から3か月以内のものとする。
- ・各書類はホッチキス止めしないでください。

3 申請期間

令和6年2月1日（木）～令和6年3月29日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分から午後5時まで

※ 期間経過後は一切受け付けません。

4 提出先

〒707-8501 岡山県美作市栄町38番地2 美作市総務部管財課

電話 0868-72-0929（直通） F A X 0868-72-6367

5 提出書類

【全部門共通】※「建設工事」、「測量、建設コンサルタント等」、「物品等」共通の提出書類です。

(凡例 ○→提出必要 △→摘要欄の事項に該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	対象	要否	写し	摘要
1-1	フラットファイル	・全者	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ：A4-S（縦型） ・材質：100%紙（ファイル本体、とじ具（とじ足・押さえ板））のもの ・穴数：2穴 ・参考品：コクヨ（7-RK10）、ナカバヤシ（7F-P80） ※背表紙に商号又は名称を記入 ※提出書類は、番号を記入したインデックス（見出し）を右端（長辺）に貼付し番号順に綴じてください。 ※提出書類はホッチキス止めしないでください。
1-2	美作市入札参加資格審査申請書 ・（建設工事）（様式1-②-1） ・（測量、建設コンサルタント業務等）（様式1-②-2） ・（物品等）（1-②-3）	・全者（部門別）	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門別に申請書が必要になります。 ・建設工事、測量、建設コンサルタント業務等については、「申請支援システム」で作成されます。従業員数や建設業許可番号等空白で出力される欄は手書きで記入をお願いします。
1-3	印鑑証明書	・全者	○	可	
1-4	使用印鑑届（様式1-④-1） 又は 委任状（兼使用印鑑届） （様式1-④-2）	・全者	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約締結等の権限を委任しない場合 使用印鑑届に必要な事項を記入、押印してください。 ・入札及び契約締結等の権限を委任する場合 委任状（兼使用印鑑届）に必要な事項を記入、押印し提出してください。 ※複数の部門に同時に申請する場合で、部門により委任先が異なる場合は、委任先ごとに作成してください。
1-5	営業所一覧（様式1-⑤）	・全者	△	-	<ul style="list-style-type: none"> ・本社以外の営業所がない場合は不要です。 ・「建設工事」については、営業所ごとに営業している業種を明記してください。
1-6	完納証明書（税）				・賦課されているすべての税に未納がないこと。
	(1) 国税	・全者	○	可	・証明書の様式は「未納の税額がないこと」用。 法人は「その3の3」、個人は「その3の2」
	(2) 岡山県税	・全者	○	可	・岡山県内に本社又は営業所等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要です。 ※証明書の様式は「県徴収金の滞納がないこと」用
	(3) 美作市税（法人）	・全者	○	可	・美作市内に本社又は営業所等を有するなど、美作市税を賦課されている場合に必要です。
	(4) 美作市税（代表者個人）	・全者	○	可	・本社若しくは主たる営業所の代表者又は個人事業主が美作市税を賦課されている場合に必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の証明書は、オンライン請求が利用できます。 ・岡山県税の証明書の申請にはマイナンバー（個人番号、法人番号）の記載が必要になります。 				
1-7	商業登記事項証明書	・法人	○	可	・商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
1-8	身分証明書	・個人	○	可	・本籍地の市町村長が証明するもの
1-9	住民票	・個人	○	可	・代表者について住民登録のある市町村で取得したもの
1-10	財務諸表	・全者	△	可	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の決算期のもの。 ・法人の場合は、「貸借対照表」及び「損益計算書」 ・個人で青色申告の場合は、「所得税の確定申告書B（控）」及び「青色申告決算書」 ・個人で白色申告の場合は、「所得税の確定申告書B（控）」及び「収支内訳書」
1-11	登録所在地調書（様式1-⑩）	・全者	△	-	・美作市内に本社又は支社等を有する場合に必要です。
1-12	暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書（様式1-⑪）	・全者	○	-	
1-13	部門別提出書類	・全者	○	-	・複数の部門に同時に申請する場合は、「建設工事」、「測量、建設コンサルタント業務等」、「物品等」の順に綴じてください。
※ 次のものはフラットファイルに綴じないでください。					
1-14	官製葉書又は63円切手を貼付した葉書（受付通知票として取扱います。）	・全者	△	-	<ul style="list-style-type: none"> ・受付通知を希望する場合は必要です。 ・葉書の表面には送付先（住所、申請者（法人）名等）を必ず記載してください。

6 部門別提出書類

【建設工事 部門】

(凡例 ○→提出必要 △→摘要欄の事項に該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	対象	要否	写し	摘要
2-1	業態調書(建設工事)(様式2-①)	・全者	○	-	・「申請支援システム」で作成されます。
2-2	国土交通省の「建設業者・宅建業者等情報検索システム」により「建設業者の詳細情報」(PDF)を印刷したもの	・全者	○	可	・申請の直前に変更があり、国土交通省の「建設業者・宅建業者等情報検索システム」に最新の情報が反映されていない場合は、建設業許可証明書(写し)を添付してください。
2-3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・全者	○	可	・審査基準日が令和4年8月31日以降のもので、申請する日の直近に受けたものを提出してください。
2-4	技術職員名簿 経営事項審査申請時(提出書類3の結果通知書の審査申請時)に添付したものの写し ※ 以下、市内業者のみの注意事項 ・ 必ず上記申請時の許可行政庁の受付印のある技術職員名簿の写しを提出してください。 ・ 提出時の最新の名簿になるよう朱書きで訂正し、追加技術者(既登録技術者で資格追加となった場合を含む。)については、資格者証及び健康保険証の写しを添付してください。 ・ 「申請支援システム」に、すべての技術者の登録を行ない、作成される書類を提出してください。	・全者	○	可	・常時雇用関係がある者のみとします。
2-5	舗装業者工事施工能力審査申請書(様式2-⑤)	・市内業者	△	-	・「舗装」の業種を希望する場合に必要です。
2-6	建設工事経歴書(様式2-⑥) 経営事項審査申請時に使用したもので可	・全者	○	-	
2-7	とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳書(様式2-⑦)	・市内業者	△	-	・「とび・土工・コンクリート」の業種を希望する場合に必要です。
2-8	建設機械器具調書(様式2-⑧)	・市内業者	○	-	・所有する建設機械器具が無い場合は理由書を添付してください。
2-9	建設業退職金共済組合等加入証明書	・全者	○	可	・建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済又は商工会議所(商工会)特定退職共済加入証明書
2-10	I S O登録証	・全者	△	可	・(財)日本適合性認定協会(J A B)、またはJ A Bと相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関の認証であるものに限りま。
※ 次のものはフラットファイルに綴じないでください。					
2-11	下水道工事指名競争入札参加業者選定申請書(様式2-⑪)	・市内業者	△	-	・美作市が発注する下水道工事の入札及び見積りに参加を希望する場合に必要です。
2-12	個別排水処理施設設置工事請負指名入札参加申請書(様式2-⑫)	・市内業者	△	-	・美作市が発注する個別排水処理施設設置工事の入札及び見積りに参加を希望する場合に必要です。
2-13	水道事業配水管敷設工事請負競争入札指名参加申請書(様式2-⑬)	・市内業者	△	-	・美作市が発注する水道事業配水管敷設工事の入札及び見積りに参加を希望する場合に必要です。

※建設工事の指名競争入札における指名基準について

美作市契約規則第 46 条（指名基準）第 2 項第 3 号（工事の施工についての技術的適正）及び第 4 号（技術者の状況）について、次の工種における要件は下記のとおりとします。

工 種	提出様式	要 件
法面工事		経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「法面処理」の 2 年又は 3 年平均の完成工事高を、2 か年続けて一定以上の実績を有すること。
交通安全施設工事	様式 2-⑦	とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳書（様式 2-⑦）に記載した、「交通安全施設工事」の 2 年又は 3 年平均の完成工事高を、2 か年続けて一定以上の実績を有すること。
舗装工事	様式 2-⑤	機械の保有状況（アスファルトフィニッシャーを含む 3 機種以上）及び、技術者等（主任技術者及びオペレーター等）の状況を確認できること。
造園工事		経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「造園」の 2 年又は 3 年平均の完成工事高を、2 か年続けて一定以上の実績を有すること。
電気工事		第一種又は第二種電気工事士の有資格者を常勤で雇用していること。
管工事（機械設備工事）		管工事及び電気工事の入札参加資格を有し、上段の電気工事の技術者要件を満たしていること。
水道施設工事	様式 2-⑬	配水管技士又は配水管技能者及び給水装置工事主任技術者の有資格者を常勤で雇用し、水道破裂等に修繕協力の確約ができること。
下水道工事	様式 2-⑪	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」の総合評定値が 710 点以上あること。
個別排水処理施設設置工事（合併処理浄化槽設置工事）	様式 2-⑫	浄化槽工事業又は特例浄化槽工事業者の登録を行っている者で、浄化槽設備士及び下水道排水設備工事責任技術者の有資格者を常勤で雇用し、美作市下水道排水設備指定工事店の指定を受けていること。

原則として上記の要件を満たし、契約規則第 46 条第 2 項各号について審査し、工事の施工及び契約の履行が確実な者を指名することとします。ただし、希望初年度については指名を留保する場合があります。

※参考（美作市契約規則抜粋）

第 46 条 （略）

2 前項の規定により指名する場合は、令第 167 条の 11 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審査し、工事の施工及び契約の履行が確実な者を指名するものとする。

- (1) 工事に対する地理的条件
- (2) 手持工事の状況
- (3) 工事の施行についての技術的適性
- (4) 技術者の状況
- (5) 工事成績
- (6) 労務管理及び安全管理の状況

3～5（略）

建設工事の級別業者の点数区分（令和 4 年 7 月 1 日から）

種 類	点数区分	級別業者
土木一式、建築一式工事	1,050点以上	特A
	800点以上1,050点未満	A
	710点以上800点未満	B
	600点以上710点未満	C
	600点未満	D
とび土工・電気・管・鋼構造・塗装・機械・解体（交通安全工事を除く。）	1,050点以上	特A
	800点以上1,050点未満	A
	710点以上800点未満	B
	600点以上710点未満	C
	600点未満	D
その他の建設工事（交通安全工事を含む。）	800点以上	A
	710点以上800点未満	B
	600点以上710点未満	C
	600点未満	D

【測量、建設コンサルタント業務等 部門】

(凡例 ○→提出必要 △→摘要欄の事項に該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	対象	要否	写し	摘要
3-1	業態調書(測量、建設コンサルタント等) (様式3-①)	・全者	○	-	・「申請支援システム」で作成されます。
3-2	登録証明書等	・全者	○	可	<p>【「測量」を希望する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量業者登録証明書 <p>【「建設関係建設コンサルタント業務」の建設一般を希望する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士事務所登録証明書 <p>【「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査」又は「補償コンサルタント」を希望し、それぞれの登録規定に基づき国土交通省へ登録している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の現況報告書(確認印のあるもの及び登録している部分のわかる部分。ただし、財務諸表部分は不要です。)
3-3	経営状況等総括表(様式3-③)	・全者	○	-	・「申請支援システム」で作成されます。
3-4	技術者経歴書(様式3-④) ※市内業者は、資格者証等の写しを添付してください。	・全者	○	-	・任意様式(自社作成)でも可
3-5	測量等経歴書(様式3-⑤)	・全者	○	可	・任意様式(自社作成)でも可

【物品等 部門】

(凡例 ○→提出必要 △→摘要欄の事項に該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	対象	要否	写し	摘要
4-1	希望業種調書(物品)(様式4-①)	・全者	△	-	・「物品」に関する業種を希望する場合に必要です。 ※業種細区分(小分類)の業務に対応した各種許認可等を証する書類(写)を併せて提出してください。
4-2	希望業種調書(役務)(様式4-②)	・全者	△	-	・「役務」に関する業種を希望する場合に必要です。 ※業種細区分(小分類)の業務に対応した各種許認可等を証する書類(写)を併せて提出してください。
4-3	印刷機械設備等調書(様式4-③)	・全者	△	-	・「物品」の「印刷類」業を希望する場合に必要です。
4-4	車両取扱調書(様式4-④)	・全者	△	-	・「物品」の「自動車販売」、「自動車分解整備」業を希望する場合に必要です。